

【FURDI 会員利用規約】

第 1 条【語句の定義】

- 1 「FURDI(ファディー)」は女性専用のフィットネススタジオです。
- 2 「会員」とは、FURDI会員規約に同意のうえ、「FURDI」に入会した個人をいいます。
- 3 「施設」とはすべてのFURDIの施設を指します。
- 4 「運営会社」とは、株式会社FURDIを指します。
- 5 「パートナー」とは、運営会社と契約しFURDIスタジオを運営する法人または個人をいいます。
- 6 「FURDI 関係者」とは、運営会社、パートナー、これらの役員、従業員、スタッフなど FURDI の運営に関与する全ての者をいいます。
- 7 本規約によって定める条項は、FURDI 全会員に適用されるものとします。
- 8 「スタンダード会員」とは、全スタンダード会員種別を意味します。
- 「プレミアム会員」とは、全プレミアム会員種別を意味します。
- 9 「法人会員」とは、全法人会員種別を意味します。
- 10 「U18会員」とは、全U18会員種別を意味します。
- 11 「プライベート会員」とは、全プライベート会員種別を意味します。

第 2 条【施設の運営目的】

FURDI は、本規約に基づき、会員が心身の健康の維持と増進を図ることを目的とします。

第 3 条【施設の運営責任】

施設の運営・管理は運営会社又はパートナーが行います。

第 4 条【会員制】

- 1 FURDI は、会員制です。会員は、自らが利用者として登録されている特定の施設のみを利用することができます。
- 2 会員とは第5条で定められた入会資格に該当し、本規約に同意したうえで第1条の運営会社またはパートナーと契約した方とします。
- 3 当施設は女性専用です。
- 4 会員の契約期間は、月単位で運営会社が別途定めた期間とし、運営会社所定の退会手続きが完了するまでは自動更新とします。
- 5 FURDI はサービスの一部を、運営会社が運営・提供するウェブサイト及び各種ウェブアプリ(以下会員WEBサイト等という)にて提供し、会員は会員WEBサイト等の規約等に同意の上登録することにより、コンテンツ提供サービスを利用することができます。
- 6 プライベート会員は、別途申込規約に同意の上、運営会社又はパートナーが提供する体质遺伝子検査等の関連サービスを、FURDI のサービスと連携して利用することができます。この場合、会員は、当該関連サービスの利用規約及び個人情報取扱い規約に同意するものとします。

第 5 条【入会資格】

- FURDI への入会資格を有するには、各項目を全て満たす方とします。
- 1 本規約および個人情報取り扱い規約に同意した方
 - 2 所定の方法にて健康状態を確認できる方
 - 3 15才以上の方
 - 4 戸籍上女性の方
 - 5 伝染病またはその他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病に罹患していない方

6 過去に除名処分を受けた事が無い方。

- 7 暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力ではないと運営会社が判断した方
- 8 刺青をしていない方(ただし、露出しないとお約束できる場合は可)
- 9 日本語による本規約内容及びご案内を理解した承いただけ方
- 10 その他、運営会社が会員として不適切と判断していない方

第 6 条【入会手続き】

- 1 第5条の入会資格を満たすことを条件に、本規約を承諾し、所属を希望する施設に所定の入会申込書等(Web 上の申込み等電磁的媒体・記録による場合を含む)に署名の上、提出し、利用契約等の諸契約を締結することによりFURDIへの入会契約が成立します。これを入会申込日とします。また、申込書に記載した利用可能日より当該施設を利用するることができます。
- 未成年者が入会を希望する場合は、本人とその親権者が運営の上入会手続きを行うものとします。この場合、親権者は本会員に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

- 2 入会後最短3ヶ月間(日割り入会月・入会キャンペーン割引月を除く)の在籍を必要とし、以降1ヶ月単位での自動継続となります。怪我・妊娠・入院等によりやむを得ない事由により、3ヶ月間経たずに退会される場合は、当社が定める書類をご提出いただきます。当該書類の種類および提出方法については、第11条4項の定めによるものとします。
- 3 運営会社またはパートナーは会員の顔写真を撮影し、入会手続きによって付与された会員番号を付したデジタル 情報として保有し、本人確認等やサービスを提供する上の照合、サービスを利用いただくため資格等の確認に利用します。
- 4 プレミアム会員で入会の場合、累計12ヶ月以上の契約を前提に割引を適用します。(日割り入会月・入会キャンペーン割引月・休会月を除いた12ヶ月間となります)
- 5 プライベート会員で入会の場合、累計12ヶ月以上の契約を前提に各種サービスを提供します。(入会キャンペーン割引月・休会月を除いた12ヶ月間となります)

第 7 条【会費】

- 1 会員は運営会社が定めた諸会費・諸料金を所定の方法で、所定の期日までに納入するものとします。
- 2 事務手数料、会費、会員証発行手数料は入会申込書等記載の「利用可能日(会費発生日)」から発生します。会員は、実際の施設利用の有無に関わらず、利用可能日から第11条に定める退会日までの会費について、運営会社またはパートナーが認める場合を除き、支払い義務を逃れることはできません。
- また、一度納入された会費は原則として返還しません。
- 3 会員は第7条4項に定める支払期限までに、事務手数料、会費及び諸費用を運営会社またはパートナーに支払うものとします。
- 4 前項の支払い方法は、クレジットカードまたは口座振替にて支払うものとします。
- 口座振替の場合は27日を引落日とし、クレジットカード払いの場合は、10日を決済日とし、翌月分の会費を納入いただきます。当該日が金融機関休業日またはクレジットカード会社の定める休業日にあたる場合は、その翌営業日とします。(クレジットカード会社への支払日は各カード会社の規約に準じます)
- ※入会月及び翌月の会費は、入会申込日によって引落月または決済月が当月または翌月と変動します。
- 5 会員は、運営会社が提携する料金収納代行会社が、事務

手数料、会費及び諸費用に関する決済業務及び口座振替業務を行うことに同意します。

6 会費は原則該当月の前月1日時点での会員種別より定めた金額とします。

7 事務手数料、会費及び諸費用のお支払いがなされない場合には、第19条により運営会社が会員資格を喪失させることができます。その場合にも会員は事務手数料、会費、その他諸費用の支払いを免れることはできません。

第 8 条【会員資格の取得】

- 1 第 6 条の手續が完了した時点で会員資格を得たものとします。
- 2 会員資格は他に貸与または譲渡する事はできません。

第 9 条【会員証】

1 会員は施設を利用する際、会員証を持参しなければなりません。

2 会員証は記名された方の使用以外、第三者への譲渡・貸与はできません。

3 会員証を紛失又は破損した場合、所属の施設に再発行を申請するものとし、それに伴う費用を支払うものとします。(再発行手数料¥3,000/税込¥3,300)

第 10 条【変更】

1 会員種別などの変更をする場合は、変更希望月の前々月末日までに所定の変更届(電磁的媒体による記録を含む)を所属の施設に提出することにより、その変更希望月より変更することができます。また、原則スタッフのいる時間帯に来店し、手続きを行なう必要があります。

2 プライベート会員の場合は日割り入会月及び入会キャンペーン月を除き、在籍5ヶ月間は会員種別の変更はできず、在籍12ヶ月未満での会員種別の変更の場合、「体質遺伝子検査代」をお支払いいただきます。また、法人会員、U18会員への変更はできません。

3 その他種別の会員の場合は日割り入会月及び入会キャンペーン月を除き、3ヶ月間は会員種別の変更はできません。

第 11 条【退会】

1 会員が退会する場合は、退会希望月の前月末日迄に、所定の退会届(電磁的媒体による記録を含む)を所属の施設に提出することにより、退会希望月の月末で退会する事ができます。ただし、プライベート会員の場合は、日割り入会月及び入会キャンペーン月を除き、5ヶ月間、その他種別の会員の場合は、日割り入会月及び入会キャンペーン月を除く、3ヶ月間は在籍が必要になります。また、原則従業員のいる時間帯に来店し、手続きを行なう必要があります。

2 会員の都合等により回の決済のご納金確認がとれず、会費を滞納した場合には、退会扱いとさせていただきます。なお、発生した滞納金は完納いただきます。

3 会員資格を喪失した方が、再度入会を希望する場合、下記項目に該当する方は復会費5,000円(税込5,500円)をお支払いいただく事で復会する事ができます。

①退会月から1年以内の入会
②退会月に登録されていた施設(移籍された場合は移籍前の店舗も可)での再登録

なお、復会の場合、利用可能日から3ヶ月間(日割り入会月を除く)は変更・休会・退会ができません。

上記項目を満たさず再度入会する際は、復会扱いとはならず、再入会となります。

※復会および再入会の場合、キャンペーンを適用してのご入

会はできません。

4 施設の利用を停止するよう医師又は施術者からの指示があった場合(以下ドクターストップといいます)には、退会希望月の月末までに退会届と診断書類を申請した場合に限り、在籍期間を問わず退会できるものとします。ドクターストップは以下のいずれかの書類(申請日当月の日付が記載されている書類のみ有効)の提出が必要となります

①施設名、医師の署名がある診断書又は入院計画書

②母子手帳又は妊娠経過証明書

5 プレミアム会員の方が第6条4項の条件を満たさずに退会する場合は、プレミアム会員での在籍期間分のスタンダード会員との差額を契約解除料としてお支払いいただきます。(入会キャンペーン割引月・休会月を除きます)

※ドクターストップの方は契約解除料を免除いたします

6 プライベート会員の方が第6条5項の条件を満たさずに退会する場合は、日割り入会月及び入会キャンペーン割引月を除き、

・在籍5ヶ月未満での退会の場合は、「会費×(6ヶ月-在籍月数)+体質遺伝子検査代」

・在籍5ヶ月～12ヶ月未満での退会の場合は、「体質遺伝子検査代」を契約解除料としてお支払いいただきます。

※ドクターストップの方は在籍5ヶ月未満の場合でも「会費×(5ヶ月-在籍月数)」に関して契約解除料から免除いたします
(「在籍月数」は日割り入会月及び入会キャンペーン割引月を除きます)

7 第11条の手続きに係る、振込手数料は会員様のご負担となります。

第 12 条【休会】

1 会員が施設の利用を一定期間休止する場合は、休止希望月の前々月末までに所属の施設にて、所定の手続きを完了しなければなりません。なお、ここでの休止は会員利用規約において休会と定義します(以降、休会という)原則、従業員のいる時間帯に来店し、手続きを行なう必要があります。プライベート会員の方は日割り入会月及び入会キャンペーン月終了後、5ヶ月経過した翌月から、その他の会員の方は日割り入会月及び入会キャンペーン月終了後、3ヶ月経過した翌月から休会が可能です。ただし、ドクターストップの場合には、休会希望月の前月末までに休会届と診断書類(申請日当月の日付が記載されている書類のみ有効)を申請した場合に限り、在籍期間問わず休会出来るものとします。診断書類は条件を満たした場合のみ可能となります。

2 届出による休会期間は月単位で最長 6ヶ月間までとし、休会期間中は休会管理費として月額¥1,000(税込¥1,100)をお支払いただきます。また、休会管理費は、日割り計算対象外となります。

3 会員は休会期間延長の申請をすることができます。その場合は休会期間最終月の前月末までに休会(延長)届を提出することにより延長が可能です。

4 休会期間満了後は、自動的に休会前の会員種別に戻り、選択していた支払方法で会費をお支払いいただきます。

5 休会期間中であっても、施設への休会解除届を提出することにより、休会を解除することができます。会員は休会解除日を指定することにより、指定日から施設の利用を再開できます。なお、休会解除日が属する月から、日割り計算による月会費を負担することにより、休会の解除が成立するものとします。日割り計算による月会費は、休会解除日が属する月の休会管理費とは別に負担いただきます。尚、月の途中で休会解除をされた場合でも、休会管理費は日割り計算では無く、全額納入いただきます。

6 第12条の手続きに係る、振込手数料は会員様のご負担となります。

第 13 条【告知義務および通知義務】

1 会員は申込書、確認書その他運営会社が定める書類において事実を告知するものとします。

2 会員が前項に基づき告知した事実に変更が生じた場合には、会員は速やかに運営会社またはパートナーにその旨を伝えます。運営会社は所定の手続きを行います。

3 会員が前項の義務を怠ったことにより、会員または第三者に生じた一切の損害について、運営会社又はパートナーは責任を負わないものとします。

第 14 条【確認】

1 会員は既往症がある場合や身体的に不安がある場合の申告、および施設利用について支障がなく健康であることを所定の方法で表明しました。

2 会員は、各自の責任において健康管理を行うものと確認しました。

第 15 条【遵守事項】

1 会員は自らの体力と運動能力、体調を考慮し無理のない範囲で施設を利用します。

2 会員は高額な金銭、貴重品を施設に持ち込んではいけません。所持品の管理は会員が自らの責任で行い、紛失、盗難、破損による損害について、運営会社又はパートナーは責任を負わないものとします。

第 16 条【損害賠償責任の免責】

1 運営会社又はパートナーが施設の利用や本規約等(運営会社又はパートナーが第三者の商品やサービスを販売する場合で、当該販売に關し個別に免責に関する定めがない場合を含みます。)に關連して会員に対して賠償責任を負う場合、責任を負う運営会社又はパートナーに故意又は重大過失がない限り、運営会社又はパートナーは、当該会員の会費3ヶ月分を限度とし、当該会員に現実に発生した通常の損害のみを賠償します。

2 会員同士の間に生じたトラブルについては運営会社又はパートナーは一切の関与をしません。

第 17 条【会員の損害賠償責任】

会員が施設の利用中、会員の責に帰すべき事由により、運営会社、パートナー又は第三者に損害を与えた場合には会員はその損害賠償の責を負うものとします。

第 18 条【会員資格喪失】

会員が運営会社又はパートナーより除名されたとき、死亡の申告をされたときに会員資格は喪失します。

第 19 条【会員除名】

以下の事項は禁止とし、会員が以下の各号に1つでも該当する場合、会員は会員資格を喪失します。運営会社又はパートナーはすでに納入された事務手数料、会費および諸費用の返還はいたしません。また、除名処分となつて契約中の会費および諸費用はお支払いいただきます。

・本規約その他運営会社又はパートナーが定める規則に違反をしたとき

・入会資格のいずれかを満たさずに入会したこと、又は、入会後に入会資格のいずれかを失つたことが判明した場合

・施設、本部又はFURDI関係者の名誉又は信用を傷つけ、秩序を乱した場合(SNSへの投稿による場合等を含みます)

・他の会員やスタッフが恐怖を感じる危険な行為を行った場合

・正当な理由なく他の会員やスタッフを面談、電話その他の方

法で拘束する等の迷惑行為を行った場合

・スタッフの指示に従わなかった場合

・刃物、火器など危険物を施設内に持ち込んだ場合

・他の会員との協調を欠き、その他著しく会員にふさわしくない行為があつたと運営会社又はパートナーが認めた場合

・施設内で宗教活動、販促活動、営業活動、政治活動、クラブ活動、スタッフや他会員のSNS等への勧誘などを行った場合

・犯罪行為、違法行為(未成年の飲酒喫煙等を含みます)

を行つたと判断された場合

・運営会社、パートナー、他の会員、第三者の名誉棄損や身体暴力、財産侵害および性的嫌がらせなどがあった場合

・暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力と運営会社が判断した場合

・薬物やアルコールなどの摂取により酩酊状態で施設へ立ち入りをした場合

・違法薬物使用者と運営会社が判断したとき

・スタッフに対する他社への就職あっせんや引き抜き行為が判明した場合

・各号に準ずる行為を行つた場合

・その他運営会社が会員としてふさわしくないと判断した場合

第 20 条【施設の閉鎖、休業】

運営会社が次の各号に1つでもあてはまると判断した時、施設の全部または一部の閉鎖もしくは休業をする場合があります。

・気象災害その他外因的事由によりその災害が会員に及ぶと判断した場合

・施設の増改築、修繕または点検によりやむを得ない場合

・感染症が発生した場合

・定期休業、臨時休業等による場合

・通信障害や機械トラブルなど、その他重大な事由によりやむを得ない場合

第 21 条【利用の禁止】

以下の事項は禁止とし、会員が以下の各号に1つでも該当する場合、運営会社又はパートナーは会員の施設への入場及び施設の利用を禁止することができます。その場合、運営会社又はパートナーはすでに支払された事務手数料、会費および諸費用の返還はいたしません。

・高額な金銭、貴重品、貴金属等を施設内に持ち込んだ時

・伝染病、感染病その他他人に伝染または感染する恐れのある疾病を持つと運営会社が判断した時

・一時的な筋肉の痙攣や意識の喪失などの症状を発する疾病を有すると運営会社又はパートナーが判断した時

・飲酒、薬物などの影響下にあると運営会社又はパートナーが判断した時

・医師から運動を制限されている場合

・暴力団員、暴力団関係者、その他の反社会的勢力と運営会社又はパートナーが判断した時

・会員証を持参されていない方の同伴をされた時

・男性の同伴をされた時

・会費その他支払うべき金員の支払いが遅延した時(入金によって遅延を解消した場合でも、入金の確認及び禁止の解除手続に必要な期間、禁止は継続するものとします)

・スタッフの指示に従わなかった時

・その他正常に施設利用ができず、運営会社、パートナー、他の会員、第三者の権利を侵害の恐れがあり、危害を与えるなど会員としてふさわしい行動をとれないと運営会社又はパートナーが判断したとき

第 22 条【諸費用の変更ならびに運営システムなどの変更】

1 運営会社は本規約にもとづいて会員が負担すべき諸費用を

運営会社が必要と判断した場合には、会員に事前連絡することなく変更することができます。

2 運営会社は施設運営システムについて運営会社が必要と判断した場合には、会員に事前連絡することなく変更することができます。

3 運営会社は本規約について運営会社が必要と判断した場合には、会員に事前連絡することなく変更することができます。

4 前3項の変更はホームページ等にて変更する旨を開示します。

第 23 条【管轄の合意】

本規約および施設内規則に起因または関連する紛争が生じたときは東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 24 条【15歳以上18歳未満の会員(U18会員)】

1 15歳以上18歳未満の方が会員になろうとする場合、親権者が同じ店舗の会員で、その親権者の同意がある場合のみU18会員になれるものとします。ただし中学生は会員になれません。また、親権者の同伴がない場合、体験日に入会はできません。

2 15歳以上18歳未満の方が会員になろうとする場合、学生証・免許証・パスポート・マイナンバーカードのいずれかの身分証明証の提示が必要です。

3 15歳以上18歳未満の会員(以下「U18会員」といいます)の施設利用可能時間は22時までとします。

4 U18会員の会費は、第11条1項に定める退会可能な月に退会する場合、解約金は発生しません。

5 U18会員の資格継続は会員が満18歳で4月1日を迎える前月末までとし、会員として施設の利用を続ける場合はスタンダード会員又はプレミアム会員に移行するものとします。このとき、U18会員は4月の会費を変更するため、その前の2月末までに会員種別変更手続きを施設で行うものとします。2月末までにお手続きが行われない場合は、スタンダード会員への自動移行となります。また、原則従業員のいる時間帯に来店し、手続きを行なう必要があります。

6 U18会員の退会可能月まで親権者は退会できないものとします。親権者が退会するとき、その理由を問わず、U18会員も退会手続きを店舗で行うものとします。

7 U18会員の会費等の支払いは親権者のクレジットカード又は口座振替とします。

8 親権者は U18会員の会費及び施設に与えた損害について100万円を極度額として連帯保証するものとします。

9 U18会員には上記各項のほか本規約の各項が適用されます。

第 25 条【移籍】

1 会員は、自らが登録されている施設に申請することで、他の施設への移籍(登録替え)を申し込むことができるものとします。

2 移籍は毎月1日～20日の期間で店舗にて申し込むことができるものとし、翌月1日から2ヵ月間が移籍可能期間になります。各月21日以降には申し込むことができません。

3 移籍可能期間が開始すると、もとの施設は利用できません。移籍可能期間の間に移籍先の施設で移籍手続きを行えば、移籍先の施設が利用可能になります。移籍先の施設で移籍手続きを行っていなくても、会員料は発生します。

4 2ヶ月間の移籍可能期間の間に移籍先の施設で移籍手続きを行わない場合、会員は自動的に退会扱いとなります(プレミアム会員及びプライベート会員の契約解除料等も、通常の退会と同様に発生します)。この場合でも、移籍可能期間の会員料は発生し、会員はこれを支払わなければなりません。

第 26 条【入会取消】

1 会員は利用可能日前日迄に、所定の入会取消申請書(電磁的媒体による記録を含む)を所属の施設に提出し、運営会社及びパートナーがこれを認めた場合、入会取消をする事ができます。また、原則従業員のいる時間帯に来店し、手続きを行なう必要があります。

2 クレジットカード決済及び口座振替で会員料が発生した場合は、申請日の翌月末日までに返金を行います。

3 取返金時の振込手数料は会員のご負担となります。

※返金額から振込手数料を差し引いて返金を行います。

4 入会が取り消されても会員利用規約の定めは引き続き適用されます

第 27 条【会員契約の承継】

施設の運営会社またはパートナーが変更された場合であっても、会員の本契約上の権利義務は、新たな運営会社またはパートナーに包括的に承継されるものとし、会員はこれを予め承諾するものとします。

【クレジットカード規約】

第 1 条【定義】

会員は事務手数料、会員料および諸費用の支払いはクレジットカードで行います。(口座振替も利用可)

第 2 条【注意事項】

1 会員の支払いに利用したクレジットカードが何らかの事由により使用不可能であった場合、会員資格の取得または継続することができません。

2 会員は会員とクレジットカード会社の契約に基づき行われる請求、支払いなどの一切の行為に関して自らの責任においてこれに対応するものとします。

【個人情報取扱い規約】

第 1 条【語句の定義】

「個人情報」とは、お客様に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他記述などにより当該会員を識別する事ができるもの、フロアの入退室情報、体組成情報、運動データ、及び体質遺伝子検査の結果(遺伝的要因の分析結果を含みます)を言います。

「当社」とは、株式会社 FURDIを指します。

「当社グループ」とは当社に属する他業態、ATカンパニー

「株式会社、その他当社の関連会社をさします。

「当施設」とはFURDIをさします

「パートナー」とは、当社と契約しFURDIを運営する法人または個人をさします。

第 2 条【利用目的】

1 当社はお客様の個人情報を、その利用目的をお知らせした上で、適切な範囲内で取得いたします。

2 当社は、お客様の個人情報(属性に関する情報や当施設の利用状況、運動データ、体組成データ、及び別途申込規約に基づき取得した体質遺伝子検査の結果(遺伝的要因の分析結果、環境や生活因子情報)を含みます)を、以下の目的のために利用いたします。

・本人確認、連絡、キャンペーン、セールなどのご案内

・電子メール配信サービスのメールを配信

・販売促進用資料

・アンケートなどのご案内

・イベントや新サービスなどのご案内

・当社および当社グループが運営する各業態のお知らせ・

顧客分析

- ・提携会社等の商品やサービスの各種ご案内
- ・マーケティング活動
- ・商品開発
- ・体質遺伝子検査の結果に基づく、運動・食事・生活習慣等の個別指導やアドバイスの提供
- 3 当社は、運動データ、体組成データ、体質遺伝子検査の結果を個人を特定できない状態に加工(匿名化)した上で、精度管理・品質向上や社会的な必要性を鑑みた統計データとして利用いたします。

第 3 条【利用の範囲】

当社は、お客様の個人情報は、お知らせした利用目的の範囲内で利用し、お客様の同意無く利用目的以外には利用いたしません。

第 4 条【安全管理】

- 1 当社、当社グループ並びに当施設は、個人情報の取り扱いに関する規定を整備し、個人情報の管理者を選任し、また、役員・従業員・派遣社員等に周知・教育する事で、個人情報を適切に取得・管理・利用・提供します。
- 2 取得方法はお客様本人より直接書面で取得及び電子媒体で取得します。
- 3 取得した個人情報について、適切な安全措置を講じる事により、個人情報の漏洩、改ざん、滅失または棄損の防止及び個人情報への不正アクセスを防止する事に努めます。
- 4 お客様の個人情報は、当社が管理し、当社グループ及び当施設は当社の定める範囲で利用するものとします。なお、当施設のパートナーの変更に伴い、会員の個人情報は新たなパートナーに提供・共同利用される場合もございます。
- 5 お客様が当該提供・共同利用を希望しない場合は、「FÜRDI会員利用規約」に従い、退会手続きをもって意思表示をすることとします。

第 5 条【第三者への提供・開示・共同利用】

当社、当社グループ並びに当施設は、下記目的の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

(第三者に提供する目的)

- ・会員が継続してサービスを受けるため
- ・行政の依頼がある場合

1 提供する個人情報の項目:

会員が所定の申込書に記載した氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、家族情報、入会のきっかけ、会員種別会員番号等、会員の属性に関する情報(入会手続き後に当社が会員から通知を受けるなどにより知りえた変更情報を含む。以下同じ)、契約の種類、申込日、契約日、振替口座、金額などの契約情報および会員の契約に関する利用情報、会員写真、運動データ、体組成データ、体質遺伝子検査の結果、インタビューコメント、アンケートの情報等

2 提供の手段:電磁的方法による

3 個人情報の提供を受ける者:パートナー

4 個人情報の取扱いに関する契約の有無:有

当社グループ及び当施設は、以下のとおり会員の個人情報を共同して利用します。

1 共同して利用する個人情報の項目:

会員が所定の申込書に記載した氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、家族情報、入会のきっかけ、会員種別会員番号等、会員の属性に関する情報(入会手続き後に当社が会員から通知を受けるなどにより知りえた変更情報を含む。以下同じ)契約の種類、申込日、契約日、振替口座、金額などの契約情報および会員の契約に関する利用情報、会員写真、運動データ、体組成データ、体質遺伝

子検査の結果、インタビューコメント、アンケートの情報等
2 共同利用する者の範囲:当社グループ並びに当施設
3 共同して利用する目的:会員の各種契約及びその利用状況の管理、販売促進用資料・アンケートなどのご案内マーケティング活動・商品開発
4 共同して利用する個人情報の管理について責任を有する者の名称、住所、代表者名:
株式会社FÜRDI
〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町2-3 7F
代表取締役 浅野 忍士

第 6 条【委託】

当社、当社グループ並びに当施設は、個人データの取扱いについて外部に委託することがあります。この場合、当社は十分な情報管理が行われている委託先を選定すると共に、委託先にて当社と同等の取り扱いがなされるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督に努めます。

第7条【開示・訂正・削除】

- 1 お客様は、当社、当社グループ並びに当施設に対し、それぞれが保有するお客様に関する個人情報を開示するよう請求することができます、開示を求める場合には、第9条のお問い合わせ窓口に連絡のうえ、当社若しくは当施設所定の方法により請求して頂くものとします。
- 2 前項による開示の結果、万一当該情報の内容が不正確または誤りである事が明らかになった場合、当社並びに当施設は、第2条に規定する利用目的の達成に必要な範囲において、速やかに当該情報の訂正、追加または削除に応じるものとします。

第 8 条【個別対応】

- 1 当社もしくは当施設は、会員になろうとするお客様が、ご入会の申込に際し、申込書に記載すべき事項の記載を希望しない場合及び本方針の全部または一部に同意しない場合はご入会をお断りすることがあります。
- 2 前項の規定に関わらず、当社もしくは当施設は、当社の業務遂行に必要な最小限の個人情報の共同利用に同意しない方のご入会をお断りする事があります。

第 9 条【お問い合わせ窓口】

お客様の個人情報の取り扱いに関するお問い合わせ、または照会・訂正・削除・苦情、その他お問い合わせについては、下記までご連絡ください。受付手続きの詳細は、お問い合わせ頂いた際にご案内申し上げます。

お問い合わせ対応窓口:

株式会社FÜRDI
〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町2-3 7F
Email:info@furdi.jp

個人情報保護管理者:当社広報

個人情報取扱事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名:

株式会社FÜRDI
〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町2-3 7F
代表取締役 浅野 忍士

第 10 条【本方針の改善・変更】

当社は本方針について、継続的改善に努めます。また、法令などの変更その他当社の事情により、本方針を変更する事があります。

2025 年 12 月 1 日改定